

山陽小野田市防災気象情報システム導入事業仕様書

1 事業名称

山陽小野田市防災気象情報システム導入事業（以下「本事業」という。）

2 事業の目的

本事業では、近年、多発している豪雨災害を踏まえ、新たに河川監視カメラ、量水板及び雨量計を設置する。さらに、山陽小野田市（以下「市」という。）内の主要な二級河川の映像、水位、洪水予測、気象予測等の防災気象情報（以下「防災気象情報」という。）を収集及び分析する山陽小野田市防災気象情報システム（以下「本システム」という。）を導入する。これにより、現地に赴くことなく危険を察知できるようになり、避難情報等の発令判断を早めることができる。また、防災気象情報をインターネット上に公開し、市民の閲覧が可能になることで、自助・共助による避難行動を促すことができる。

3 事業期間

契約締結日（令和3年9月下旬予定）から令和4年3月31日まで

※河川監視カメラは、設置が完了した場所から市で監視可能とすること。

4 事業上限金額

導入費 21,175千円（消費税及び地方消費税を含む。）

運用費 年額1,122千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記運用費上限額には、光熱水費及び通信費（モバイル回線料、インターネット回線料等）は含めない。

※令和3年度中に稼働する場合の運用費は、年額から月額を割出し、使用実績に応じて算出することとする。

5 事業の概要

(1) 6台の河川監視カメラの調達及び設置

ア 設置場所は、山陽小野田市防災気象情報システム導入事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）における別紙2河川監視カメラ及び量水板設置位置図による。

イ 撮影方式は動画・静止画ともに可とし、実施要領における機能要件回答書（様式7）（以下「機能要件回答書」という。）の内容を満たした

上で、事業者の提案によるものとする。

(2) 4枚以上の量水板の調達及び設置

ア 量水板の設置場所については実施要領における別紙2 河川監視カメラ及び量水板設置位置図による。

イ 反射材等を用いた量水板を河川監視カメラの画角内に設置し、夜間の水位監視能力の向上を図ること。

(3) 2台以上の雨量計の調達及び設置

気象庁検定に合格した機器を2か所以上設置すること。設置場所については、既に山口県が市に設置している雨量計3か所を考慮の上、効果的な設置場所を提案すること。

(4) 本システム動作環境の構築

ア サーバー

物理サーバー・クラウドサーバーともに可とし、機能要件回答書の内容を十分満たした上で、事業者の提案によるものとする。ただし、サーバーの設置場所については、市外とすること。

イ ネットワーク

ネットワーク回線は有線・無線の別は問わないが、映像のフリーズ等のネットワーク回線の性能不足に起因する不具合が発生しない性能を有するものであること。なお、無線方式とする場合は、通信環境（通信可能エリア、通信速度等）について本事業の仕様を満たすものか確認の上、実施すること。

(5) 本システムの構築に必要な防災気象情報の収集

機能要件回答書の内容を満たした上で、必要な情報を収集すること。

(6) 本システムの構築

機能要件回答書の内容を満たした上で、事業者の提案によるものとする。

(7) 関係機関との協議及び連絡調整

(8) その他提案に基づく取組の実施

(9) インターネット上への公開

構築したシステムをインターネット上に公開すること。

(10) 提出図書

導入期間及び運用期間において、次に掲げるものを適時納品すること。

ア 事業計画書

イ 業務体制図

ウ 進捗状況報告書

- エ システム運用マニュアル
- オ 議事録
- カ 完成図書（業務の実施状況が確認できる写真等）
- キ その他上記に記載がないものであっても、別途追加できるもの。

6 事業要件

- (1) 市民、職員等が使いやすいWebサイトとすること。
 - ア フォントを含め、ページのレイアウトが見やすく、市民、職員等が簡単に操作できること。
 - イ Webサイト閲覧者が重要な情報を見落とさない工夫を行うこと。
- (2) 安定性のあるシステムであること。
 - ア 災害時に市民、職員等が活用するシステムであることから、アクセスが集中した際の環境について十分考慮すること。
 - イ 本システムへの不正な侵入又は本システムの停止若しくは障害の発生を予防するとともに、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
 - ウ 荒天時の夜間等、過酷な条件下においても防災気象情報の監視を継続して行うこと。
- (3) サービスの継続性があること。
 - ア 本システムを運用する上で生じた問題に対して駆けつけ、又は遠隔操作により迅速な対応ができること。
 - イ 本システム運用開始後に機器（河川監視カメラ、簡易型水位計等）の増設が必要となった場合、容易に本システムに反映することができること。
 - ウ 本システム運用開始後に必要に応じてシステム改修（バージョンアップ）を行うこと。
 - エ 本事業で構築したものは5年以上の利用に耐えられるものであること。
- (4) その他提案に基づく取組を実施すること。
 - 災害対策に有益な防災気象情報の配信又は市民の本システム利用促進に効果的な機能を構築すること。

7 本事業実施に当たっての留意事項について

- (1) 現地作業では、作業員、通行人等の安全対策を十分に講じること。
- (2) 設置場所に河川監視カメラが設置できないと市が判断した場合は、受託

事業者と協議するものとする。

- (3) 本事業の実施に当たり、市が主催する住民説明会を行う場合は、必要に応じて関係者として同席すること。
- (4) 本事業に係る電気料金及び通信料金については、契約金額とは別に市が負担すること。
- (5) 機器等の運搬費、設置費及び調整費については導入金額に含めるものとする。
- (6) 本事業に係る機器一式については、設置の完了を確認するための検査を行った後、市に引き渡すものとする。

8 検査

本事業完了後において、市職員による立会いの上、検査を実施する。

9 その他

(1) 再委託の制限

受託事業者は、本事業を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 事業の履行に関する措置

市は、受託事業者による本事業（再委託した場合を含む。）の履行につき、著しく不相当と認められる場合は、受託事業者に対して、必要な指示をすることができる。

(3) 協議事項

仕様書に定めのない事項については、市と受託事業者が協議の上、これを定めることとする。

(4) 損害賠償

本事業の実施に伴い第三者に与えた損害は、市の責に帰するものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(5) 個人情報等の保護

受託事業者は、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本事業の目的以外に使用してはならない。これは本事業の履行期間終了後も同様とする。